

下表における用語の意義は、以下のとおりです。

環境確保条例：「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の略称

116条調査：環境確保条例第116条に基づく土壤汚染状況調査をいう。

「環境確保条例に基づく工場・指定作業場一覧」について	
1	実廃止日、廃止等届出・処理日とはどのような意味ですか？ 以下のとおりです。 実廃止日：工場または指定作業場を 実際に廃止した日 廃止等届出・処理日：廃止届を受理した日、または職権廃止・対象外廃止・実態なしとして処理した日
2	廃止等種別の違いは何ですか？ 以下のとおりです。 廃止：廃止届を受理したもの 職権廃止：操業の実態が確認できなかった事業場について、区の権限で廃止事業場として取り扱うこととしたもの 実態なし：特定有害物質を取り扱っていた可能性のある事業場で、操業の実態が確認できなかったもの 対象外廃止：条例改正により、対象から除外されたもの 空欄：現存しているもの、または廃止届未提出のもの
3	台帳番号のKJやSTとは何ですか？ 以下のとおりです。 KJ：環境確保条例に基づく認可工場 ST：環境確保条例に基づき、届出のあった指定作業場
4	一覧に掲載されている事業場は、土壤汚染状況調査が必要ということですか？ いいえ、必ずしもそうとは限りません。 116条調査の対象となる重要な要件は、特定有害物質取扱履歴のある工場または指定作業場であることです。 この一覧には、これまでに区の認可を受けた工場および区に届出のあった指定作業場を掲載しております、この中には、一般的に特定有害物質を取り扱うことないと考えられる業種等も含まれています。 環境確保条例に規定する工場および指定作業場については、以下のサイトをご確認ください。 ・工場とは https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/omonajorei/kankyo/kisei/todokede/kojo.html ・指定作業場とは https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/omonajorei/kankyo/kisei/todokede/shitei.html
5	廃止している事業場（職権廃止、対象外廃止含む）について、土壤は汚染しているのか？ 【実廃止日が平成13年9月30日以前】 116条調査の実施義務が無いため、土壤汚染の有無を把握しておりません。 【実廃止日が平成13年10月1日から平成31年3月31日まで】 土壤汚染の有無を確定することはできませんが、原則として、以下のいずれかに該当します。 ①特定有害物質の取扱履歴がないことを確認できた ②116条調査で基準に適合していた ③116条調査で基準を超過していなかったが、措置が講じられた 【実廃止日が平成31年4月1日から令和6年3月31日まで】 116条調査で基準不適合の場合は、結果が「土壤汚染情報公開台帳」に掲載されていますのでご確認ください。当該台帳に掲載されていない事業場については、原則として、116条調査により基準に適合していたか、特定有害物質の取扱履歴がないことを確認しています。 【実廃止日が令和6年4月1日以降】 116条調査を行っている場合は、結果が「土壤汚染情報公開台帳」に掲載されていますのでご確認ください。当該台帳に掲載されていない事業場については、原則として、特定有害物質の取扱履歴がないことを確認しています。 なお、116条調査の実施義務は生じていますが、調査を猶予している場合がありますので、建物が残っている場合は事業者にご確認ください。

6	調べている住所が掲載されていない場合、土壤汚染がないということですか？	当該地に区の認可を受けた工場および届出のあった指定作業場が存在していないことを意味しており、土壤が汚染されていないことを意味するものではありません。
7	工場や指定作業場と思われる事業場が一覧に掲載されていませんでした。土壤汚染状況調査は不要ですか？	環境確保条例の工場・指定作業場は、使用設備の種類や規模、作業内容等により定義されており、お問い合わせの事業場については、つぎの場合が考えられます。 ①工場・指定作業場の定義にあてはまらない事業場である。 ②無認可の工場または無届の指定作業場である。 上記②の場合は、特定有害物質の取扱履歴により、116条調査の実施義務が生じる場合がありますので、環境規制係（03-5984-4712）にご相談ください。
8	調べている住所の隣にある事業場が一覧に掲載されていたが、土壤汚染状況調査は必要ですか？	隣の事業場が一覧に掲載されていることをもって、お調べの住所地で116条調査の実施義務が生じることはありません。
9	いつからの情報が掲載されていますか？	環境確保条例に改正される前の東京都公害防止条例（昭和45年4月施行）およびその前身の工場公害防止条例（昭和24年8月施行）に基づき認可を受けた工場等についても掲載しています。 信頼性および正確性の確保に努めておりますが、実態や現状との相違がないことを保証するものではありません。また、現在に至る経緯等に係る記録の欠落や誤謬等がないことを保証するものではありません。
10	現存の事業場（実態なしも含む）を廃止する場合、どのような手続きが必要ですか？	<p>【実廃止日が平成13年9月30日以前】 所定の廃止届を速やかに提出してください。</p> <p>【実廃止日が平成13年10月1日以降】 116条調査の実施が必要になる場合がありますので、環境規制係（03-5984-4712）にご相談ください。</p> <p>実廃止日を確認するために必要な資料のご提出をお願いする場合があります。</p> <p>なお、東京都に手続きが別途必要になる場合がありますので、各所管部署にご相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none">・下水道法に基づく届出事業場の廃止等に関するご相談（東京都下水道局） https://www.gesui.metro.tokyo.lg.jp/application/todoke/suisitu#06・水質汚濁防止法に基づく届出事業場の廃止等に関するご相談（東京都環境局） https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/application/bunya/water/pollution_prevention・土壤汚染対策法に関するご相談（東京都環境局） https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/soil/soudan